

第九管区海上保安本部公示第11号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年3月19日

第九管区海上保安本部長

倉田 雄二（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
名 称 水産庁
住 所 東京都千代田区霞が関1-2-1
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
区 域 珠洲市沿岸（下図に示すとおり）
期 間 令和6年3月19日から令和6年3月28日までのうち7日間
- 3 水路測量の実施方法
GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う。
- 4 航行船舶に対する安全措置
作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。

